

第25回期 第5回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和5年11月16日(木) 午後1時30分から午後3時35分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員9人・推進委員10人)

| | | | |
|---------|-----|----|----|
| 会 長 | 10番 | 白川 | 清一 |
| 会長職務代理者 | 9番 | 酒井 | 秀忠 |
| 委 員 | 1番 | 兼子 | 泰彦 |
| 同 | 2番 | 高坂 | 和幸 |
| 同 | 3番 | 須藤 | 孝夫 |
| 同 | 4番 | 藤田 | 保幸 |
| 同 | 5番 | 富永 | 勉 |
| 同 | 7番 | 須藤 | 一二 |
| 同 | 8番 | 小針 | 充則 |

| | | | |
|---------|-------------------|----|----|
| 推 進 委 員 | (箕 輪 ・ 袖 山) | 関根 | 盛夫 |
| 同 | (中 根 松) | 会田 | 信二 |
| 同 | (大 草) | 斎藤 | 良文 |
| 同 | (小 貫 ・ 太 田 輪) | 薄井 | 常義 |
| 同 | (里 白 石 ・ 福 貴 作) | 須藤 | 寿行 |
| 同 | (里 白 石 ・ 福 貴 作) | 鈴木 | 政吉 |
| 同 | (山 白 石) | 我妻 | 伸司 |
| 同 | (山 白 石) | 岡田 | 勇弥 |
| 同 | (浅 川 ・ 滝 輪) | 緑川 | 孝雄 |
| 同 | (東 大 畑 ・ 畑 田) | 小室 | 一男 |

4 欠席委員(委員1名)

| | | | |
|-----|----|----|---|
| 委 員 | 6番 | 鈴木 | 啓 |
|-----|----|----|---|

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

議案第8号 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に基づく計画
変更の意見決定について

1件

議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画の作成に対する決定について

1件

議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく
農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について

1件

6 農業委員会事務局職員

事務局長 坂本 克幸

主 事 鈴木 勇太

7 会議の概要

| | |
|------|--|
| 事務局長 | 一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。 |
| 会 長 | 只今から、第5回浅川町農業委員会総会を開会いたします。 本日はお忙しい中農業委員会総会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。先週は県下農業委員会大会への参加があり、みなさん大変お疲れさまでした。農作業も一段落しているところではあるかと思いますが、浅川町も寒くなってきております。そろそろ年末の忙しい時期も迫ってきておりますので、お体に気を付けてお過ごしいただきたいと思います。 以上を持ちまして、私の挨拶といたします。 |
| 会 長 | 本日の農業委員の出席は10名中9名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第15回浅川町農業委員会総会は成立いたしました。 なお、推進委員の出席は10名中10名です。 |
| 会 長 | 議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) |
| 会 長 | 異議なしと認め、9番、酒井秀忠委員、1番、兼子泰彦委員を指名いたします。 次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の鈴木主事を指名いたします。 それでは、議事日程第3、議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。 |
| 事務局長 | 【議案朗読】 |
| 会長 | 議案第7号①について、浅川・滝輪地区推進委員、緑川孝雄委員の調査報告及び意見を求めます。 |
| 緑川委員 | 浅川・滝輪地区担当推進委員の緑川です。 議案第7号 農地法第3条①について、調査の結果及び意見を申し上げます。 譲渡人、****、*****さん、譲受人、****、*****さん以下記載 |

| | |
|------|--|
| | <p>のとおりです。11月12日午前9時より、地区副担当の酒井委員、小針委員及び譲渡人、譲受人立ち合いの下現地にて調査してまいりました。***さんと***さんは従兄弟関係にあります。家も近く、行政区の班も同じです。12日の現地調査の前に聞き取りも行いました。今回の申請理由としましては、当該土地は長年、亡くなった***さんのお父さんが耕作しており、30年くらい前までは稲作をし、その後、亡くなる直前までは野菜などを植えて自己管理していました。以上のような経過があり、ただ、故人から***さん、***さん共に土地の名義などの話は聞いておらず、***さんは自分の土地であると思っていたとのことです。***さんが相続の時に確認したところ、土地の名義が***さんになっていることに気が付き、両名で検討した結果今回の申請に至ったとのことです。農地法第3条第1項の第1号から第6号までなんら問題なく、許可相当であると見てきましたのでご審議をお願いいたします。以上です。</p> |
| 会 長 | <p>それでは、事務局より補足説明をお願いします。</p> |
| 事務局長 | <p>事務局より補足説明いたします。</p> <p>今回の申請については、親族間での所有権移転となり、譲渡人である***さんから申請農地の贈与を受け、就農を図るためということで申請がありました。譲受人の***さんは贈与を受けた後は、自家消費及び知人への贈答のために野菜を栽培する旨の営農計画書も提出されています。以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当するか否かについて、いずれにも該当するものがなく問題ないものと思われま。以上です</p> |
| 会 長 | <p>ただいま、地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第7号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> |
| 会 長 | <p>異議なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第7号①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> |
| 会 長 | <p>全員賛成ですので、議案第7号、農地法第3条①は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、議案第8号、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に基づく計画変更の意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p> |
| 事務局長 | <p>【議案朗読】</p> |

| | |
|------|--|
| 会 長 | 議案第 8 号①について、中里・根岸・松野入地区推進委員、会田信二委員の調査報告および意見を求めます。 |
| 会田委員 | <p>中里・根岸・松ノ入地区推進委員の会田です。</p> <p>議案第 8 号農業振興地域の整備に関する法律第 1 3 条第 1 項①について、1 1 月 1 1 日午前 9 時 4 0 分より地区副担当の高坂委員と共に事業計画者、土地所有者立会いの下、現地にて調査してまいりましたので調査結果を報告いたします。申請人、***、****さん以下記載のとおりです。申請の事由は****さんが牛舎への通路敷地として利用するため、****さんから所有権移転するために農地転用申請、農用地区域からの除外をしたいとのことです。調査事項であります農振除外の 5 要件全てを満たしているものと思われ、除外は問題ないものと見てきましたので皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。以上です。</p> |
| 会 長 | それでは、事務局より補足説明をお願いします。 |
| 事務局長 | <p>事務局より補足説明いたします。</p> <p>今回の事業は顛末案件であり、申請人は****郎さんになります。</p> <p>申請地の 2 筆の農地につきましては約 4 0 年前に****さんの父である****さんが、土地所有者の****さんの父である****さんと交換によって得た土地だそうです。しかし、その際に所有権移転登記がされておらず、****さんが隣接する農地に平成 9 年 2 月に福島県より農地法第 5 条許可を受け牛舎を建築しました。その際に建築工事のための大型搬送車が通行するために進入口から牛舎までをコンクリート舗装したそうです。しかし、昨年、****さんが亡くなり、相続の手続きを進める中で土地所有者が****さんであること、農地転用の許可がされていないことがわかったそうです。牛舎建築当時は牛舎敷地の一部であると認識しており、農地法に抵触する認識がなかったとのことです。今回の件を知り、引き続き牛舎への通路敷地としてするために、顛末書を作成して申請されるに至り、今後は法令を遵守していく旨の誓約書も提出されています。</p> <p>農用地区域から除外する際には、除外の 5 要件がございまして、それらに問題がないか、また除外後に転用許可の見込みがあるかどうかにより農業委員会として総合的に意見を出すものとなります。</p> <p>まず要件の一つ目となる必要性、代替性についてですが、必要性については牛舎への通路敷地として利用するとのことであり、代替性についても他の場所を検討した結果、選定されておりやむを得ないと思われまます。二つ目の農用地等の土地利用上の効率・総合的な利用、三つ目の担い手等への対する農地の集積、四つ目の農用地等の利用上必要な施設、それぞれへ支障については、本申請地は周辺農用との連坦性が少なく問題はないものと思われまます。五つ目である基盤整備から 8 年経過の要件については、本申請地は基盤整備地ではないため該当いたしません。また、除外後の転用許可の見込みについては、1 種農地ではありますが、農業用施設事業に該当するため問題ありません。</p> <p>以上を考慮いただき、農業委員会として、農用地区域からの除外について異議ないかご審議いただき、意見の決定をいただきたいと思います。以上です。</p> |

| | |
|---------|---|
| 会 長 | <p>ただいま、地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第8号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> |
| 会 長 | <p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第8号①について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> |
| 会 長 | <p>全員賛成ですので、議案第8号、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に基づく計画変更①は異議なしと意見決定いたしました。</p> <p>次に、同じく議案第8号、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に基づく計画変更の議案に移りますが、その前に議案第8号の②から⑬はそれぞれ関連がありますので一括して審議したいと思いますと思いますがご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> |
| 会 長 | <p>異議なしと認め、議案第8号②から⑬は一括審議とします。</p> <p>それでは、議案第8号、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に基づく計画変更の意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p> |
| 事務局長 | <p>【議案朗読】</p> |
| 会 長 | <p>議案第8号②から⑬について、里白石・福貴作・染地区推進委員、須藤寿行委員の調査報告および意見を求めます。</p> |
| 須藤(寿)委員 | <p>里白石・福貴作・染畜推進委員の須藤であります。</p> <p>今回提案されました案件は、里白石区内の土地についてでありますので、私の方から説明させていただきます。</p> <p>議案第8号の②から⑬までの、12件20筆について、農振地に編入するというものでありますから、一括して説明します。今回の計画変更は、農振地整備に関する法律第13条第1項に基づく計画変更の意見を決めるというものであります。第1項は、経済事情の変動その他情勢の推移により、必要が生じたときは遅滞なく農振地整備計画を変更しなければならないとなっております。今般、農地中間管理機構関連農地整備事業、荒屋郷ほ場整備事業が実施されるにあたり、計画変更が必要となったものであります。</p> <p>現状の利用状況は、田や畑として耕作するもの、他の地目の筆と一体となっていたとして耕作するもの。耕作放棄地など、利用状況は様々であります。今後は、</p> |

| | |
|-------------|---|
| | <p>補助整備事業の進展により整備されるものであると思いますが、何より編入についての変更が、事業を進めるために必要不可欠な条件ということもありますので、編入につきましては、適当であると判断したところであります。</p> <p>以上でございます。</p> |
| <p>会 長</p> | <p>それでは、事務局より補足説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局長</p> | <p>事務局より補足説明いたします。</p> <p>申請人の12名の方は、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した荒屋郷ほ場整備事業の対象となっている土地の方々であります。</p> <p>この荒屋郷ほ場整備事業につきましては、整備面積19.3ha。受益面積17.8haの整備を予定しており、ほ場整備を予定している農地の一部が農振農用地に含まれていないため、今回の12名約1.4haの編入の申請がなされたものです。農用地区域への編入決定は町が県と協議して行うものですが、事前に農業委員会に意見を聞くことになっておりますので、今回議案に上がったところでございます。</p> <p>農業委員会として、農用地区域への編入が問題ないか意見の決定をいただきたいと思っております。以上です。</p> |
| <p>会 長</p> | <p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第8号②から⑬について、質疑ございませんか。</p> |
| <p>会 長</p> | <p>(「異議なし」の声)</p> |
| <p>会 長</p> | <p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第8号②から⑬について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> |
| <p>会 長</p> | <p>全員賛成ですので、議案第8号、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に基づく計画変更②から⑬は異議なしと意見決定いたしました。</p> <p>次に、議案第9号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成に対する決定についてですが、事務局の議案朗読の前に皆様にお諮りいたします。議案第9号と議案第10号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見決定については、関連がございますので一括で議案朗読し、それぞれ一括して審議したいと思っておりますがご異議ございませんか。</p> |
| <p>会 長</p> | <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、事務局より議案の朗読を求めます。</p> |

| | |
|------|--|
| 事務局長 | 【議案朗読】 |
| 会 長 | <p>議案の審議に入る前に、議案第9号、農業経営基盤強化促進法第18条①については、****委員が貸付人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席していただきます。</p> <p>(****委員退室)</p> |
| 会 長 | <p>それでは、事務局より議案の説明を求めます。</p> |
| 事務局長 | <p>議案第9号、議案第10号について事務局より説明いたします。</p> <p>本案件は、農地中間管理事業に伴うものであります。</p> <p>議案第9号は、農地の出し手から中間管理機構である公益財団法人福島県農業振興公社に貸し付ける集積計画となっております。計画作成にあたり農業委員会での決定をするものです。農業委員会での決定の後、町で公告されることとなります。</p> <p>そして、議案第10号が議案第9号で中間管理機構の公益財団法人福島県農業振興公社が借り受けたものを担い手へ分配する案となっており、この配分計画については町が作成することとなり、町から意見を求められているものです。意見決定後、町から農業振興公社を通じて県に提出されます。最終的には県値が認可し公告されることとなります。</p> <p>今回の経過を説明しますと、****さんと****さんは親子であり、**さんは奥さんとの連名で青年等就農計画認定申請書を作成し、令和5年6月2日付けで町の認定新規就農者として認定されております。**さんは**さんより農業経営を継承し、令和5年12月1日に農業経営開始を予定しております。就農するにあたり、国の新規就農者育成総合対策の経営開始資金と経営発展支援事業の活用を希望しており、要件として農地中間管理機構を活用することとなっているため、今回議案にかけられているというものです。</p> <p>賃借権等の設定等を受ける者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件を備えていることとされていますが、要件である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は楊地区の事業を行うと認められること。 2、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること 3、農作業に常時従事しないと認められる者については、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。 <p>****さんは、先ほどご説明しました通り、認定新規就農者であり、就農計画から見ても、これらの要件を備えていると考えられますので、問題ないものと思われませんが、皆様の審議をよろしく願いいたします。以上です。</p> |
| 会 長 | <p>この集積計画及び配分計画（案）に対して山白石地区推進委員、岡田勇弥委員の意見を求めます。</p> |

| | |
|------|--|
| 岡田委員 | <p>山白石地区推進委員の岡田です。</p> <p>今回の、農地利用集積計画の利用権の設定を受けるものが、中間農地中間管理機構及び青少年青年農業者等育成センターである、公益財団法人福島県農業振興公社ですので、この件に関しては何ら問題ないものと考えます。</p> <p>借受人となる、****さんは****さんから営農を継承する形態です。*さんはまだ会社に勤めていますが、今年の11月末で退職し、12月1日から奥さんと共に2人で、新規就農者として営農全体、和牛の養畜を継承した上に、新たにヘーゼルナッツの栽培を行う計画であります。そのために、苗の入手や、植樹などをすでに進めています。また、和牛養畜のための削蹄師資格を取るために、地元の削蹄師である***さんについて、こちらも研修中です。従いまして、今回の農用地利用配分計画は、何ら問題ないものと考えます。以上です。</p> |
| 会 長 | <p>事務局の説明及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第9号①及び議案第10号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> |
| 会 長 | <p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第9号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画①について決定すること及び議案第10号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用配分計画の案①について、異議なしと決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成ですので、議案第9号①及び議案第10号①については決定いたします。</p> <p>議事が終了しましたので、****委員に対する議事参与制限を解除します。</p> <p>(****委員着席)</p> |
| 会 長 | <p>****委員に報告します。議案第9号①は計画どおり決定され、議案第10号①については案に対して異議なしとすることに決定されました。</p> <p>次に、その他に入ります。皆さんからその他何かございませんか。</p> |
| 会 長 | <p>それでは、委員の皆様からはないので事務局より連絡事項をお願いします。</p> |
| 事務局長 | <p>はい。まず1点目ですが、次回総会ですが12月15日、金曜日、午後1時30分を予定しております。</p> <p>2点目としまして、活動記録簿10月分を総会終了後に事務局まで提出をお願いします。</p> |

| | |
|------------------------|--|
| <p>会 長</p> <p>事務局長</p> | <p>3点目としまして、先月の連携会議等でも、皆さんにお願いしましたが、漢方資材栽培米の名称の応募についてですが、11月9日で締め切りまして、49件の応募がございました。皆さんご協力ありがとうございました。</p> <p>それでは、私からは以上です。</p> <p>それでは、以上を持ちまして第5回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ご起立願います。礼。ご苦勞様でした。</p> |
|------------------------|--|

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)